平成２３年（フ）第１１６号
福岡県田川市大字伊田1495番地１
債務者　竹下　俵太
１　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１１９号
福岡県田川郡福智町神崎240番地
債務者　貞国さやか（旧姓池永）
１　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第３１１号
横浜市南区大岡３丁目１番１―307号
債務者　岩崎　真琴
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３３７号
神奈川県三浦市初声町和田1679番地
債務者　菱沼　周二
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３４０号
神奈川県逗子市久木５丁目12番14号　コーポストーク201号
債務者　谷川　美保（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３２号
北海道岩内郡岩内町字相生252番地の２相生団地78号
債務者　工藤麻理美（旧姓上戸）
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第１１０号
千葉県勝浦市沢倉245番地　梨の木第４団地15―１号
債務者　大森　　勝
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
千葉県勝浦市墨名629番地１　コーポワタナベ102号
債務者　大森　秀人
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
千葉県茂原市町保24番地14
債務者　齋藤　孝子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
神奈川県横須賀市馬堀町１丁目５番18号
債務者　横尾　裕子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３４２号
神奈川県横須賀市佐原３丁目２番18―401号
債務者　松岡　一義
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４１１号
青森市古川３丁目６番15号柳澤方
債務者　三石　遼平
１　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２８号
青森市花園２丁目22番18号
債務者　中澤　和美
１　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３３号
青森県むつ市横迎町２丁目14番５号　東アパート１号
債務者　三浦　慶子
１　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３４号
青森市大字浜田字豊田13番地５　三上アパート１号
債務者　伊丸岡さゆり
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
青森県五所川原市字新宮町78番地５
債務者　長尾　公人
１　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
青森県三戸郡新郷村大字戸来字鹿田山ノ下21番地１下村實方
債務者　榮村　邦子
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第８１９号
千葉県鎌ケ谷市南初富６丁目４番12―513号
債務者　村松　英俊
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部